

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介および販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できる。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は、市実行委員会が決定し、売店規模は 1 ブース約 20㎡（2×3 間のテント相当）とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（１）スポーツ用品

（２）国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャッフィー・チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

（３）郷土物産品

甲賀市等の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(4) 飲食物（アルコール飲料は除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(7) その他、市実行委員会が特に必要と認めたもの。

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のすべての条件を満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に甲賀市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会および競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他、市実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、本要項で定める事項を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時より過去1年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 「甲賀市暴力団排除条例」第2条第1項または同条第2項に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

8 経費負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

9 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。なお、市実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあたっては、ブース内に消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- （１）テント（２間×３間） １張以内（四方幕含む）
- （２）長机 ６台以内
- （３）椅子 ４脚以内

10 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、以下の書類を市実行委員会に提出するものとする。

- （１）売店出店申請書（様式第１号）
- （２）売店出店概要書（様式第２号）
- （３）売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書（様式第３号）
- （４）誓約書兼承諾書（様式第４号）
- （５）市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- （６）出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- （７）その他市実行委員会が必要と認めるもの

11 出店者の選定

市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のＰＲ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請者が次のいずれかに該当するときは、市実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- （１）売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、共同組合等の団体
- （２）障害者就労施設等
- （３）その他市実行委員会が適当と認めたもの

12 売店出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可証（様式第５号）を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店出店許可証を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを市実行委員会に提出しなければならない。

1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理、保管および販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1 5 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (3) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (4) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供を行うこと。ただし、試飲を含む無償提供をせず、市実行委員会が郷土物産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 市実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他両大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

1 6 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、市実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、両大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心掛けること。

- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うこととし、火災や盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わない。

18 事故等発生時の対応

売店において、事件または事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、ただちに市実行委員会に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに市実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

19 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 本要項および関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が売店の管理運営において不適当と認めたとき。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をし、市実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 賠償責任

出店者および従事者は競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも出店の準備に要した経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

2 3 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、市実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じて本要項を準用する。
- (3) 「わた SHIGA 輝く障スポ」 およびその競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、県と協議の上、必要に応じて本要項を準用する。

附則

この要項は令和6年4月26日から施行する。

年 月 日

様式第 1 号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項第 10 項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント（ 張） ・ その他（ _____）
- 4 添付書類
 - （1）売店出店申請書（様式第 1 号）
 - （2）売店出店概要書（様式第 2 号）
 - （3）売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書（様式第 3 号）
 - （4）誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
 - （5）市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
 - （6）出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
 - （7）その他市実行委員会が必要と認めるもの

※本申請書（添付書類含む）は出店を希望する会場ごとに提出してください。

様式第 2 号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

(ふりがな) 代表者役職名・氏名				
代表者生年月日	年 月 日 生			
所在地	〒			
連絡先	電話		FAX	
	MAIL			
出店担当者	氏名		携帯電話	
業種				
主な取扱品目 (該当品目を○で囲む)	スポーツ用品 ・ 国スポ記念グッズ ・ 郷土物産品 ・ 飲食物 宅配便 ・ その他 ()			
国体等出店実績				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去 1 年間法令違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去 1 年間食中毒発生事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

様式第3号

売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書

商号または名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日				

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車 種	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	
月 日			有 ・ 無	

※車種欄には「2 トントラック」や「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は「駐車場使用」を無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台となります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備 品 名	規格等	持 込 目 的

※電源、火気の仕様に伴う備品を使用する場合は記入してください（発電機、プロパン等）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 甲賀市暴力団排除条例第2条第1号または同条第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 販売物品等について、法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去1年間に食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、市実行委員会に対し異議申立てを行いません。

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
会長

つきましては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市売店設置運営要項第 13 項の規定に基づき、営業許可等を必要とする出店者は、 年 月 日 () までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

許 可 番 号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵 守 事 項	1. 本許可証を売店内に掲示すること 2. 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市売店設置運営要項および関係法令等を遵守すること